

## ○専修大学図書館文庫取扱基準

平成9年4月1日  
制定

(趣旨)

**第1条** この基準は、学校法人専修大学図書館図書管理規則（以下「図書管理規則」という。）第24条の規定に基づき、専修大学図書館の文庫の取扱いについて、必要な基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** 文庫とは、図書及び資料（以下「図書資料」という。）で、特定の目的又は一定の主題、形態及び時代に基づいて収集され、一括して管理する必要があるものをいう。

(指定及び取扱い)

**第3条** 文庫の指定及び取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 文庫として指定する図書資料の数は、1,000冊（点）以上を原則とする。ただし、貴重図書資料の場合は、この限りでない。
- (2) 文庫として指定する図書資料は、専門家及び図書館委員会の意見を徴し、館長が推薦する。
- (3) 文庫名は、図書館長が決定する。
- (4) 第2号の規定により推薦された文庫は、りん議をもって、承認を得なければならない。
- (5) 図書館長は、文庫の取扱い内容に係る事項について変更の必要を生じた場合には、図書館委員会の意見を徴しなければならない。

(収集及び管理)

**第4条** 文庫の収集及び管理は、図書管理規則に基づくものとする。

- 2 固定資産に計上する図書資料は、一連の登録番号を付すものとする。ただし、受入状況によっては、この限りでない。
- 3 個々の図書資料には、文庫名を明記する。
- 4 図書資料の整理方法は、文庫の持つ特性を考慮して図書資料管理責任者（以下「管理責任者」という。）が決定する。
- 5 図書資料の配架方法及び配架場所は、文庫の性格、内容等を考慮して管理責任者が決定する。
- 6 文庫目録（冊子）は、必要に応じて作成する。

(利用)

**第5条** 文庫の利用は、専修大学図書館利用規程に基づくものとする。

(改廃)

**第6条** この基準の改廃は、図書館長及び管理責任者の発議により財務統轄責任者を経て、常勤役員会の承認を得なければならない。

**附 則**

この基準は、平成9年4月1日から施行する。